

令和元年 9 月 3 日提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案 78	令和元年度 今治市一般会計補正予算（第２号）	別 冊
議案 79	令和元年度 今治市用地取得特別会計補正予算（第１号）	〃
議案 80	令和元年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	〃
議案 81	今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例制定につい	1
	て	
議案 82	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条	19
	例の整理に関する条例制定について	
議案 83	今治市基金条例の一部を改正する条例制定について	63
議案 84	今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について	67
議案 85	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	75
議案 86	今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	101
議案 87	今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につ	107
	いて	
議案 88	今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	111
	を定める条例の一部を改正する条例制定について	
議案 89	今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一	157
	部を改正する条例制定について	
議案 90	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	165

議案 91	今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	169
議案 92	今治市せきぜん渡船条例の一部を改正する条例制定について	175
議案 93	今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例制	193
	定について	
議案 94	今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について	203
議案 95	榎橋橋りょう架替工事（上部工）請負契約の変更について	207
議案 96	財産の取得について（教育系情報基盤システム用機器）	209
議案 97	今治市土地開発公社の解散について	213
議案 98	平成30年度 今治市水道事業決算の認定について	215
議案 99	平成30年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	217
議案100	平成30年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	219
議案101	平成30年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	221
	て	
議案102	平成30年度 今治市公共下水道事業決算の認定について	223
報告 8	専決処分について	225
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	227
	・ 反訴の提起について	229
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	231
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	233
	・ 今治市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	235

報告 9	公営企業資金不足比率について	239

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

会計年度任用職員の制度導入に伴い、会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する事項を定めようとするもの。

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与等及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与等)

第2条 前条の給与等とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあっては給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当をいい、同項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあっては報酬（フルタイム会計年度任用職員の地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当に相当する報酬を含む。）及び期末手当をいう。

(給与等の支給日)

第3条 給与等（期末手当を除く。）及び通勤に係る費用弁償は、その月分を毎月末日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日、土曜日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日、土曜日又は年末年始の休日でない日）に支給する。ただし、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当並びにこれらに相当する報酬は、その月分を翌月の給与等の支給日に支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1に定める給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第6条 フルタイム会計年度任用職員の号給は、市長が規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（フルタイム会計年度任用職員の地域手当）

第7条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号。以下「給与条例」という。）

第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の地域手当について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の通勤手当）

第8条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当について準用する。

（フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当）

第9条 給与条例第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項中「勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項から第4項まで又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間」と、「第21条」とあるのは、「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第 号）第14条」と、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日」とあるのは「当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日」と、「第21条」とあるのは、「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第14条」と、同条第5項中「時間外勤務代休時間」とあるのは「時間外勤務代休時間（前項に規定する時間外勤務手当を支給すべきフルタイム会計年度任用職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。）」と、「第21条」とあるのは、「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第14条」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当）

第10条 給与条例第18条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当について準用する。この場合において、同条第1項中「第21条」とあるのは、「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第14条」と、同条第2項中「勤務時間条例第13条の規定により、代休日」とあるのは「代休日」と読み替えるものとする。

（フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当）

第11条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当について準用する。この場合において、同条中「第21条」とあるのは、「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第14条」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第12条 給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当について準用する。

この場合において、同条中「第17条第1項」とあるのは「今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定により準用する給与条例第17条第1項」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第13条 給与条例第26条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 第9条の規定により準用する給与条例第17条、第10条の規定により準用する給与条例第18条、第11条の規定により準用する給与条例第19条及び次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第15条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、時間外勤務代休時間（第9条の規定により準用する給与条例第17条第4項に規定する時間外勤務手当を支給すべきフルタイム会計年度任用職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。）、祝日法による休日（日曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、当該祝日法による休日が週休日に当たるときは、市長が規則で定める日。以下「祝日法による休日等」という。）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して市長が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 5 第1項から第3項までの規定により報酬の額を算出する場合において、報酬の額に5円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げた額をもって報酬の額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第17条 パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務又は第2号に掲げる勤務で1週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と1週間の正規の勤務時間との合計が週38時間45分に達するまでの間の勤務で市長が規則で定めるものに対するこの項の規定の適用については、「100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50ま

での範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えてした勤務（第2項ただし書に規定する勤務を除く。以下この項において同じ。）と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項ただし書に規定する勤務を除く。以下この項において同じ。）の時間が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 時間外勤務代休時間（前項に規定する報酬を支給すべきパートタイム会計年度任用職員に対して、当該報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間をいう。以下この項において同じ。）を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50から第3項に規定する市長が規則で定める割合を減じた割合をそれぞれ乗じて得た額の報酬を支給することを要しない。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、祝日法による休日等及び年末年始の休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、同項に規定する報酬を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬)

第19条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬)

第20条 正規の勤務時間外又は休日等に宿直又は日直を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、前3条の規定にかかわらず、給与条例第22条に規定する宿日直手当の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬)

第21条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、給与条例第26条に規定する特殊勤務手当の例により計算して得た額の報酬を支給する。ただし、1日当たりの勤務時間が著しく短い者として市長が規則で定めるものに対して日額で定められた特殊勤務手当に相当する報酬を支給する場合は、市長が規則で定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第22条 第17条から第19条まで及び次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第16条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第16条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第16条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第23条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第24条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 前項の通勤に係る費用弁償の支給(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)については、別に市長が規則で定めるものを除き、給与条例第12条の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する旅行に係る費用弁償)

第25条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、旅行に係る費用を弁償する。

2 前項の旅行に係る費用弁償の支給については、今治市職員等の旅費に関する条例(平成17年今治市条例第46号)の例による。

(会計年度任用職員の期末手当)

第26条 期末手当は、任期が6月以上の会計年度任用職員(これに準ずる者として市長が規則で定めるものを含む。)であって、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものうち、市長が規則で定める勤務時間以上勤務するものに対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員(市長が規則で定める者を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の80
3月以上5月未満	100分の60
3月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において当該職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額(パートタイム会計年度任用職員にあっては、これらに相当するものとして市長が規則で定める報酬の額)とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給については、給与条例第29条及び第30条の規定を準用する。

(休職者の給与)

第27条 会計年度任用職員が法第28条第2項の規定により休職にされた場合は、その期間中給与を支給しない。

(端数計算)

第28条 第14条及び第22条の規定による勤務1時間当たりの給与額、第9条から第11条までの規定による勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額並びに第17条から第19条までの規定による勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第9条から第11条まで規定にする時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当並びに第17条から第19条までに規定する報酬の支給の基礎となる勤務時間は、締切日までの全期間のそれぞれの時間数（その時間数に支給割合を異にする部分があるときは、更にその異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満であるときは切り捨てる。

(準用)

第29条 会計年度任用職員の給与の支給については、給与条例第7条、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、給与条例第7条第4項中「勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第30条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第26条第2項中「100分の130」とあるのは、「100分の100」とする。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

3 この条例の施行日の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平

成29年法律第29号)第1条による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職として任用されていた者及び改正前の法第22条第5項の規定に基づく臨時的任用を行われていた者であつて、その勤務時間が常勤職員と同一の時間であるものに係る令和元年12月2日から当該日までの引き続いた当該職としての在職期間については、第26条第2項に規定する在職期間に通算するものとする。

別表第1（第4条関係）

職務 の級 号給	行政職（一）		医療職（一）	医療職（二）		医療職（三）		福祉職	
	1 級	2 級	1 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	144,100	194,000	885,000	149,000	186,900	163,000	190,500	157,700	208,000
2	145,200	195,800	887,800	150,400	188,500	164,400	192,600	158,900	209,700
3	146,400	197,600	890,600	151,800	190,100	165,900	194,700	160,100	211,500
4	147,500	199,400	893,400	153,200	191,700	167,300	196,700	161,300	213,200
5	148,600	200,900	896,000	154,400	193,200	168,800	198,800	162,300	214,900
6	149,700	202,700	898,500	156,200	194,700	170,300	201,100	163,800	216,700
7	150,800	204,500	901,000	157,900	196,300	171,800	203,400	165,200	218,500
8	151,900	206,300	903,500	159,600	197,800	173,300	205,700	166,600	220,200
9	153,000	207,900	906,000	161,300	199,400	174,600	208,100	167,900	221,900
10	154,400	209,700	908,500	163,000	201,100	176,300	209,500	169,300	223,400
11	155,700	211,500	911,000	164,700	202,700	177,900	210,900	170,700	224,800
12	157,000	213,300	913,500	166,500	204,400	179,400	212,100	172,200	226,200
13	158,300	214,700	916,000	168,000	205,800	180,900	213,500	173,700	227,600
14	159,800	216,500	918,500	169,900	207,400	182,900	214,900	175,200	229,200
15	161,300	218,200	921,000	171,900	209,000	184,900	216,400	176,700	230,800
16	162,900	220,000	923,500	173,800	210,600	186,900	217,600	178,100	232,400
17	164,200	221,700	926,000	175,700	212,000	189,100	219,000	179,700	233,800
18	165,700	223,400	928,800	177,600	213,600	191,200	220,500	181,500	235,400
19	167,200	225,000	931,600	179,400	215,300	193,300	222,000	183,200	236,900
20	168,700	226,600	934,400	181,300	217,000	195,400	223,500	184,900	238,400
21	170,100	228,000	937,000	183,200	218,300	197,500	224,700	186,400	239,400
22	172,800	229,700	939,500	184,700	219,800	199,700	226,400	188,000	240,900
23	175,400	231,300	942,000	186,200	221,200	201,900	228,100	189,700	242,200
24	178,000	232,900	944,500	187,700	222,700	204,100	229,800	191,300	243,600
25	180,700	234,000	947,000	189,300	224,100	206,100	231,100	192,900	245,000
26	182,400	235,500	949,500	190,600	225,500	207,400	232,800	194,600	246,700

27	184,000	236,900	952,000	192,100	226,800	208,600	234,500	196,400	248,200
28	185,700	238,200	954,500	193,500	228,100	209,900	236,200	198,100	249,900
29	187,200	239,500	957,000	195,000	229,400	211,100	237,800	199,900	251,300
30	188,900	240,700	959,500	196,200	230,800	212,200	239,200	201,400	252,600
31	190,700	241,700	962,000	197,500	232,300	213,500	240,500	202,900	253,900
32	192,400	242,900	964,500	198,800	233,700	214,700	241,600	204,300	255,300
33	194,000	244,200	967,000	200,200	234,800	216,000	242,800	205,600	256,600
34	195,400	245,300	969,800	201,600	236,100	217,300	243,900	206,900	257,900
35	196,900	246,500	972,600	202,900	237,100	218,600	244,800	208,200	259,200
36	198,400	247,800	975,400	204,300	238,400	219,900	245,900	209,400	260,400
37	199,700	248,700	978,000	205,400	239,800	221,100	246,800	210,600	261,800
38	201,000	250,100	980,300	206,700	241,100	222,500	247,900	212,000	263,200
39	202,200	251,500	982,600	208,000	242,200	223,800	248,800	213,400	264,800
40	203,500	252,900	984,900	209,300	243,500	225,200	249,900	214,800	266,300
41	204,800	254,300	987,000	210,400	244,800	226,100	250,400	215,800	267,700
42	206,100	255,700	989,300	211,600	245,900	227,500	251,300	217,000	269,300
43	207,400	257,100	991,600	212,800	247,100	228,900	252,200	218,100	270,900
44	208,700	258,400	993,900	214,000	248,200	230,300	253,100	219,300	272,400
45	209,800	259,600	996,000	215,200	249,300	231,500	253,900	220,200	274,100
46	211,100	260,900	998,500	216,300	250,700	232,900	254,900	221,300	275,700
47	212,400	262,300	1,001,000	217,300	252,200	234,200	255,800	222,200	277,300
48	213,700	263,600	1,003,500	218,400	253,500	235,500	256,800	223,200	278,900
49	214,800	264,700	1,006,000	219,400	255,100	236,500	257,800	224,000	280,400
50	215,900	265,800	1,008,300	220,400	256,500	237,600	258,900	225,100	282,000
51	216,900	267,100	1,010,600	221,300	257,900	238,600	260,100	226,200	283,600
52	218,000	268,400	1,012,900	222,300	259,200	239,700	261,300	227,000	285,100
53	219,100	269,400	1,015,000	222,700	260,300	240,600	262,400	227,500	286,400
54	220,100	270,500	1,017,300	223,600	261,700	241,700	263,900	228,600	287,900
55	221,000	271,800	1,019,600	224,300	263,100	242,700	265,300	229,300	289,300
56	222,000	273,100	1,021,900	225,200	264,400	243,700	266,700	230,200	290,800
57	222,400	274,000	1,024,000	225,900	265,200	244,400	268,200	231,000	292,200
58	223,300	275,000	1,026,500	226,800	266,500	245,400	269,800	231,900	293,600

59	224, 100	275, 900	1, 029, 000	227, 500	267, 800	246, 100	271, 300	232, 700	295, 100
60	224, 900	277, 000	1, 031, 500	228, 300	269, 100	247, 100	272, 800	233, 600	296, 600
61	225, 600	278, 100	1, 034, 000	229, 200	270, 000	248, 000	274, 200	234, 600	297, 700
62	226, 600	279, 100	1, 036, 300	230, 000	271, 200	249, 000	275, 700	235, 400	299, 200
63	227, 400	280, 000	1, 038, 600	230, 900	272, 500	249, 800	277, 200	236, 300	300, 400
64	228, 300	281, 000	1, 040, 900	231, 900	273, 800	250, 800	278, 500	237, 100	301, 900
65	229, 000	281, 500	1, 043, 000	232, 500	274, 600	251, 700	279, 900	238, 000	303, 000
66	229, 800	282, 400	1, 045, 300	233, 300	275, 700	252, 600	281, 400	239, 000	304, 300
67	230, 700	283, 100	1, 047, 600	234, 100	276, 600	253, 700	282, 900	240, 200	305, 400
68	231, 700	284, 000	1, 049, 900	234, 900	277, 700	254, 600	284, 400	241, 200	306, 700
69	232, 400	285, 000	1, 052, 000	235, 600	278, 700	255, 400	285, 500	242, 200	307, 400
70	233, 100	285, 800	1, 054, 500	236, 300	279, 700	256, 500	287, 000	243, 300	308, 500
71	233, 700	286, 600	1, 057, 000	237, 000	280, 800	257, 600	288, 500	244, 400	309, 700
72	234, 500	287, 400	1, 059, 500	237, 600	281, 900	258, 700	289, 900	245, 300	310, 900
73	235, 300	288, 200	1, 062, 000	238, 300	282, 500	260, 100	290, 900	246, 000	312, 200
74	236, 000	288, 700	1, 064, 300	239, 100	283, 200	261, 400	292, 300	247, 100	312, 900
75	236, 700	289, 100	1, 066, 600	239, 900	283, 700	262, 700	293, 500	248, 200	313, 600
76	237, 300	289, 600	1, 068, 900	240, 600	284, 500	263, 900	294, 800	249, 200	314, 200
77	238, 000	289, 800	1, 071, 000	241, 000	285, 300	264, 900	296, 200	250, 000	315, 000
78	238, 800	290, 100		241, 600	285, 900	266, 000	297, 500	251, 000	315, 700
79	239, 600	290, 300		242, 200	286, 500	267, 300	298, 700	252, 000	316, 400
80	240, 300	290, 700		242, 800	287, 100	268, 500	300, 000	253, 000	317, 100
81	240, 800	290, 900		243, 100	287, 800	269, 400	300, 500	253, 900	317, 400
82	241, 500	291, 100		243, 500	288, 300	270, 400	301, 700	254, 600	317, 700
83	242, 200	291, 500		243, 900	288, 700	271, 500	302, 800	255, 600	318, 300
84	242, 900	291, 800		244, 200	289, 100	272, 600	304, 000	256, 600	318, 600
85	243, 500	292, 100		244, 500	289, 300	273, 400	305, 100	257, 200	319, 000
86	244, 200	292, 400			289, 500	274, 300	306, 300	258, 000	319, 300
87	244, 900	292, 700			289, 700	275, 400	307, 500	258, 700	319, 700
88	245, 600	293, 100			289, 900	276, 500	308, 600	259, 600	320, 000
89	246, 100	293, 400			290, 300	277, 300	309, 900	260, 200	320, 500
90	246, 600	293, 800			290, 500	278, 200	311, 100	261, 000	320, 900

91	246,900	294,100		290,700	279,000	312,300	261,800	321,200
92	247,300	294,500		290,900	280,000	313,500	262,600	321,500
93	247,600	294,700		291,300	280,900	314,300	263,000	322,000
94		294,900		291,500	281,900	315,000	263,700	322,400
95		295,200		291,700	282,800	315,700	264,200	322,600
96		295,600		292,000	283,800	316,300	264,900	323,000
97		295,800		292,400	284,400	317,000	265,600	323,400
98		296,100		292,700	285,200	317,300	266,300	323,800
99		296,500		292,900	285,800	317,900	267,000	324,200
100		296,900		293,200	286,700	318,600	267,700	324,600
101		297,100		293,500	287,500	319,000	268,200	324,800
102		297,400		293,700	288,300	319,600	268,700	325,100
103		297,800		293,900	289,100	320,200	269,100	325,400
104		298,100		294,200	289,900	320,800	269,600	325,700
105		298,300		294,500	290,600	321,200	269,800	326,100
106		298,600			291,100	321,700	270,000	326,300
107		299,000			291,600	322,200	270,300	326,600
108		299,300			292,100	322,700	270,600	327,000
109		299,500			292,300	323,100	271,000	327,400
110		299,900			292,600	323,500	271,300	327,700
111		300,300			292,800	323,800	271,700	328,100
112		300,600			293,200	324,100	272,000	328,400
113		300,800			293,500	324,500	272,300	328,700
114		301,000			293,700	324,900	272,600	329,100
115		301,300			294,100	325,300	272,900	329,400
116		301,700			294,400	325,600	273,300	329,600
117		301,900			294,700	325,800	273,600	329,800
118		302,100			295,000	326,100	273,900	330,100
119		302,400			295,300	326,500	274,300	330,500
120		302,700			295,700	326,700	274,700	330,900
121		303,100			296,000	326,900	274,900	331,100
122		303,300			296,400	327,200	275,100	

123	303,600			296,700	327,500	275,500
124	303,900			297,100	327,800	275,800
125	304,200			297,300	328,000	276,000
126				297,500	328,300	276,300
127				297,800	328,700	276,700
128				298,200	328,900	277,100
129				298,400	329,100	277,300
130				298,700	329,300	277,700
131				299,100	329,700	278,100
132				299,500	329,900	278,400
133				299,700	330,200	278,600
134				300,000	330,600	278,900
135				300,400	331,000	279,300
136				300,700	331,400	279,600
137				300,900	331,700	279,800
138				301,200	332,100	280,100
139				301,600	332,500	280,400
140				301,900	332,900	280,700
141				302,100	333,200	280,900
142				302,500	333,600	281,100
143				302,900	333,900	281,300
144				303,200	334,300	281,600
145				303,400	334,600	282,000
146				303,600	335,000	282,200
147				303,900	335,400	282,500
148				304,300	335,800	282,800
149				304,500	336,100	283,100
150				304,700	336,500	283,300
151				305,000	336,900	283,600
152				305,300	337,300	283,800
153				305,700	337,600	284,100
154				305,900		

155						306,100			
156						306,400			
157						306,700			
158						307,000			
159						307,300			
160						307,600			
161						308,000			
162						308,300			
163						308,600			
164						308,900			
165						309,300			
166						309,600			
167						309,900			
168						310,200			
169						310,600			

備考

- 1 行政職(一)は、次項から第5項までに掲げる職員以外の全てのものに適用する。
- 2 医療職(一)は、医師について適用する。
- 3 医療職(二)は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職(三)は、看護師、准看護師、保健師等で規則で定めるものに適用する。
- 5 福祉職は、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

別表第 2（第 5 条関係）

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となる職務
(1) 行政職（一）	1 級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
(2) 医療職（一）	1 級	医師の職務
(3) 医療職（二）	1 級	管理栄養士、栄養士、理学療法士又は歯科衛生士の職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
(4) 医療職（三）	1 級	1 准看護師の職務 2 定型的又は補助的な業務を行う保健師、看護師、助産師の職務
	2 級	相当の知識又は経験を必要とする保健師、看護師、助産師の職務
(5) 福祉職	1 級	保育士、保育教諭、児童厚生員、生活相談員又は支援員の職務
	2 級	1 主任支援員の職務 2 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

会計年度任用職員の制度導入に伴う改正その他所要の改正をしようとするもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(今治市職員定数条例の一部改正)

第1条 今治市職員定数条例（平成17年今治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に勤務する一般職の職員（非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。）」を「の常時勤務を要する職に任用される一般職の職員」に改める。

(今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 今治市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年今治市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「3年」の次に「（任期を定めて採用された職員であつて、その任期が3年を超えないものについては、任期の末日。次項において同じ。）」を加え、同条第4項中「係属する間」の次に「（任期を定めて採用された職員については、任期の末日までの間）」を加える。

第8条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(今治市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 今治市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成17年今治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「月額」を「月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（法第22条第1項第1号に掲げる職員にあつては、報酬（今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第 号）第16条の規定による報酬に限る。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあつては、月額に相当する額とする。））」に改め、「給料から」を削る。

(今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年今治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(今治市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 今治市職員の育児休業等に関する条例（平成17年今治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法第6条第1項」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成31年今治市条例第17号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第8条第1項中「第28条第1項」の次に「又は今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。）第26条第1項」を加える。

第9条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第11条第1号中「育児休業法第6条第1項」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項」に改め、同条第3号を削る。

第20条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第21条第2項中「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加える。

第22条中「第14条」の次に「又は会計年度任用職員給与条例第15条若しくは第23条」を、「第21条」の次に「又は会計年度任用職員給与条例第14条若しくは第22条」を加える。

(公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への今治市職員の派遣等に関する条例（平成17年今治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第55条」を「第8条第1項第5号」に改め、同条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(今治市報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第7条 今治市報酬及び費用弁償支給条例（平成17年今治市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する者の項中「第3条第3項第3号」の次に「及び第3号の2」を加える。

(今治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条中「、祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休

日」を「（以下「時間外勤務代休時間」という。）」、同条例第12条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日等）に改め、「という。）」の次に「（同条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。）（以下これらを「休日等」という。）」を加える。

第16条第8項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の」に改める。

第17条第1項中「すべての時間」を「全時間」に改め、同項第1号中「休日給」を「休日勤務手当」に改め、同条第4項中「規則で定めるもの」を「市長が規則で定めるもの」に改め、同条第5項中「勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を「時間外勤務代休時間」に、「規定する規則」を「規定する市長が規則」に改める。

第18条第1項中「祝日法による休日（日曜日以外の日を週休日と定められている職員にあっては、当該祝日法による休日が週休日に当たるときは、市長が規則で定める日）」を「祝日法による休日等」に、「すべての時間」を「全時間」に改め、同条第2項中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

第19条中「すべての時間」を「全時間」に改める。

第22条中「勤務時間条例第12条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日（勤務時間条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。）（次条第1項において、これらを「休日等」という。）」を「休日等」に改める。

第28条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第29条第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削り、同条第3号及び第4号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第30条第1項第1号及び第3項第1号中「禁こ」を「禁錮」に改める。

第31条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第32条第1項及び第2項中「第8条から第11条まで」を「第8条、第9条、第11条」に改める。

第33条を次のように改める。

（臨時的に任用された職員の給与）

第33条 臨時的に任用された職員の給与に関し、この条例の規定をそのまま適用することが困難である事項については、市長が特別の定めをすることができる。

第33条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与等)

第33条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に定める。

第34条に見出しとして「(給与控除)」を付する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第17条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第20条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第20条 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

3 前2項に規定する会計年度任用職員の給与の額は、今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第 号)に規定する会計年度任用職員の給与等の額を考慮して定めるものとする。

第21条第1項及び第2項中「第4条から第6条まで」を「第4条、第6条」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

(給与控除)

第23条 次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 市が職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費
- (2) 愛媛県市町村職員互助会の掛金
- (3) 愛媛県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金
- (4) 今治市職員福利厚生会の掛金、貸付金に係る償還金及び物品購入代金
- (5) 職員団体の組合費及び物品購入代金

(6) 前2号に掲げる団体を取り扱う生命保険等の保険料及び金融機関への預金

(7) 職員の相互の親睦に伴う経費

(8) 前各号に掲げるもののほか、これに準じるもので市長が別に定めるもの

(今治市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第10条 今治市職員等の旅費に関する条例（平成17年今治市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第6項中「できる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

(今治市職員退職手当支給条例の一部改正)

第11条 今治市職員退職手当支給条例（平成17年今治市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第28条の6第1項」を「又は第28条の6第1項」に改め、「又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第7条第2項中「月数」の次に「（市長が規則で定める月数を除く。）」を加える。

第7条の2第1号中「期間」の次に「（市長が規則で定める期間を除く。）」を加え、同条第2号中「要しない者」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）」を加え、「同項」を「第2条第2項」に改める。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則に次の2項を加える。

9 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

10 前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

(今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第12条 今治市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年今治市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条第2項第2号中「(法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第24条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第24条 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。

2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。

3 前2項に規定する会計年度任用職員の給与の額は、今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第 号)に規定する会計年度任用職員の給与等の額を考慮して定めるものとする。

第25条第1項及び第2項中「第5条から第8条まで」を「第5条、第6条、第8条」に改める。

(今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 今治市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年今治市条例第313号)の一部を次のように改正する。

第3条中「法第28条の5第1項に規定する」を削り、「占める職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第14条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成18年今治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附」を「条件付」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第8条(第29条第3号及び第4号並びに第30条の改正規定に限る。)及び第11条(第13

条、第14条、第15条及び第17条の改正規定に限る。) 公布の日

- (2) 第8条(第16条第8項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る部分、第28条、第29条第2号及び第31条の改正規定に限る。)、第9条(第15条、第16条及び第17条第2項第2号の改正規定に限る。)、第10条(第3条第3項中「第16条第2号若しくは第5号」を「第16条各号」に改める部分に限る。)、第11条(第12条第1項第2号の改正規定に限る。)及び第12条(第18条、第19条及び第20条第2項第2号の改正規定に限る。) 令和元年12月14日

「参 考」

第1条による今治市職員定数条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会、消防及び公営企業の各機関の<u>常時勤務を要する職に任用される一般職の職員</u> _____並びに今治市の職員として派遣する者をいう。	(定義) 第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、教育委員会、消防及び公営企業の各機関に勤務する<u>一般職の職員(非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。以下同じ。)</u>並びに今治市の職員として派遣する者をいう。

「参 考」

第2条による今治市職員の分限に関する手続
及び効果に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(休職の効果) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年<u>(任期を定めて採用された職員であって、その任期が3年を超えないものについては、任期の末日。次項において同じ。)</u>を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。 2～3 略 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間<u>(任期を定めて採用された職員については、任期の末日までの間)</u>とする。 5 略 (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>法第16条第1号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わせないものとするができる。 2 略	(休職の効果) 第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、休養を要する程度に応じ、第2条の規定による休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年_____ _____を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。 2～3 略 4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間_____と する。 5 略 (失職の例外) 第8条 任命権者は、<u>法第16条第2号</u>の規定に該当するに至った職員のうち、その罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わせないものとするができる。 2 略

「参 考」

第3条による今治市職員の懲戒の手續及び
効果に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の<u>月額及びこれに対する地域手当の月額</u>の合計額（法第22条第1項第1号に掲げる職員にあっては、報酬（今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第 号）第16条の規定による報酬に限る。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額とする。））の10分の1以下に相当する額を _____ 減ずるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号 _____ ）第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。 (減給の効果) 第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の<u>月額</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____の10分の1以下に相当する額を <u>給料から</u>減ずるものとする。

「参 考」

第4条による今治市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)</u> <u>第22条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u>	<u>(臨時的任用職員等の勤務時間、休暇等)</u> <u>第22条 臨時的任用職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</u>

「参 考」

第 5 条による今治市職員の育児休業等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の 6 第 7 項又は育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (2) 略 (3) <u>今治市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成31年今治市条例第17号)第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</u> (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 8 条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号。以下「給与条例」という。)第28条第 1 項<u>又は今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第 号。以下「会計年度任用職員給与条例」という。)</u>第26条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間(市長が別に規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略	(育児休業をすることができない職員) 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) <u>育児休業法第 6 条第 1 項</u> <u>_____</u>の規定により任期を定めて採用された職員 (2) 略 (3) <u>今治市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成27年今治市条例第21号)第 9 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員</u> (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 8 条 今治市職員の給与に関する条例(平成17年今治市条例第44号。以下「給与条例」という。)第28条第 1 項<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間(市長が別に規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 略

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員
以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員
(地方公務員法_____

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 育児休業をした職員_____

_____が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項の規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第11条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第6条第1項
_____の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 略

(3) 今治市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(部分休業を請求することができない職員)

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員
以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員
(地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)を除く。) ア～イ 略 (部分休業の承認) 第21条 略 2 勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略 (部分休業等をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が部分休業又は部分休業の例による休業(以下「部分休業等」という。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条又は会計年度任用職員給与条例第15条若しくは第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条又は会計年度任用職員給与条例第14条若しくは第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。	第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。以下同じ。)を除く。) ア～イ 略 (部分休業の承認) 第21条 略 2 勤務時間条例第19条の特別休暇による育児時間又は同条例第20条の2第1項の規定による介護時間の許可を受けて勤務しない職員_____に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の許可を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 略 (部分休業等をしている職員の給与の取扱い) 第22条 職員が部分休業又は部分休業の例による休業(以下「部分休業等」という。)の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条_____の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第21条_____に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
--	--

「参 考」

第6条による公益的法人等への今治市職員の
派遣等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、公益的法人等のうち、次に掲げる団体であって、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市長が別に定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 略 (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第1項第5号</u>に規定する一般地方独立行政法人 (3) 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 (3) 地方公務員法<u>第22条</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が別に定める職員を除く。） (4) ～ (5) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、公益的法人等のうち、次に掲げる団体であって、当該団体の目的、業務の性質等を総合的に勘案して市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして市長が別に定めるものとの間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。 (1) 略 (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人 (3) 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 (3) 地方公務員法<u>第22条第1項</u>に規定する条件付採用になっている職員（市長が別に定める職員を除く。） (4) ～ (5) 略 3 略

「参 考」

第 7 条の規定による今治市報酬及び費用弁償支給条例改正条項新旧対照表

新	旧								
別表（第 2 条関係） 報酬額表	別表（第 2 条関係） 報酬額表								
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額			<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額		
区分	報酬額								
区分	報酬額								
<table> <tr> <td>その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2 に規定する者</td><td>予算の範囲内で任命権者が定める額</td></tr> </table>	その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2 に規定する者	予算の範囲内で任命権者が定める額	<table> <tr> <td>その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号_____に規定する者</td><td>予算の範囲内で任命権者が定める額</td></tr> </table>	その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号_____に規定する者	予算の範囲内で任命権者が定める額				
その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2 に規定する者	予算の範囲内で任命権者が定める額								
その他地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項第 3 号_____に規定する者	予算の範囲内で任命権者が定める額								
備考 略	備考 略								

「参 考」

第 8 条による今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(給与の減額) 第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間(以下「<u>時間外勤務代休時間</u>」という。)、<u>同条例第12条に規定する祝日法による休日等(以下「祝日法による休日等」という。)</u>又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日等を除く。以下「<u>年末年始の休日</u>」という。)(<u>同条例第13条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。)</u>(以下これらを「<u>休日等</u>」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (休職者の給与) 第16条 略 2～7 略 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、<u>これらの規定に規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し</u> _____、又は死亡したときは、第28条第1項の規定により市長が	(給与の減額) 第14条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、<u>祝日法による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日</u> _____を除く。以下「<u>年末年始の休日</u>」という。) _____で ある場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (休職者の給与) 第16条 略 2～7 略 8 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、<u>当該各項に</u> _____規定する期間内で第28条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第28条第1項の規定により市長が

定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。

9 略

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 略

2～3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割

定める日に、当該各項の

例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市長が規則で定める職員については、この限りでない。

9 略

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務したすべての時間に対して勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 略

2～3 略

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項及び第4項、第4条並びに第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割

振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（市長が規則で定める勤務を除く。）の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 時間外勤務代休時間

_____を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50

振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（市長が規則で定める勤務を除く。）の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50をそれぞれ乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務にあつては100分の50

_____に宿直又は日直を命ぜられたときは、第17条第1項、第18条及び第19条の規定にかかわらず、市長が定める定額の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日
(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____

_____,又は死亡した職員(第16条第7項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2～3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____,又は死亡した職員にあっては、退職し_____,又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 略

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各

第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。)(次条第1項において、これらを「休日等」という。)に宿直又は日直を命ぜられたときは、第17条第1項、第18条及び第19条の規定にかかわらず、市長が定める定額の宿日直手当を支給する。

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日
(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日(次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第16条第7項の規定の適用を受ける職員及び市長が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2～3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5～6 略

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各

号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1） 略

（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員_____

（3） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定して

号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

（1） 略

（2） 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

（3） 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁こ以上の刑に処せられたもの

（4） 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたもの

第30条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

（1） 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁こ以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定して

いない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3)

4～6 略

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

いない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられなかった場合

(2) ～ (3)

4～6 略

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市長が規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあっては、退職し_____、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第32条 第8条、第9条、第11条、第13条及び第25条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 第8条、第9条、第11条及び第25条の規定は、再任用職員には適用しない。

(臨時的に任用された職員の給与)

第33条 臨時的に任用された職員の給与に関し、この条例の規定をそのまま適用することが困難である事項については、市長が特別の定めをすることができる。

(会計年度任用職員の給与等)

第33条の2 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、別に定

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

(再任用職員等についての適用除外)

第32条 第8条から第11条まで、第13条及び第25条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 第8条から第11条まで 及び第25条の規定は、再任用職員には適用しない

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第33条 臨時又は非常勤の職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）については、任命権者が別に定める。

<u>める。</u> <u>（給与控除）</u> 第34条 略	_____ _____ 第34条 略
--	---

<u>める。</u> <u>（給与控除）</u> 第34条 略	_____ _____ 第34条 略
--	---

<u>める。</u> <u>（給与控除）</u> 第34条 略	_____ _____ 第34条 略
--	---

<u>める。</u> <u>（給与控除）</u> 第34条 略	_____ _____ 第34条 略
--	---

「参 考」

第9条による単純な労務に雇用される職員の給与
の種類及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____ _____,又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____ _____,又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (退職手当) 第17条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。	(期末手当) 第15条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (勤勉手当) 第16条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (退職手当) 第17条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。

(1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者 3～5 略 (<u>会計年度任用職員の給与</u>) <u>第20条 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。</u> <u>2 単純な労務に雇用される地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。</u> <u>3 前2項に規定する会計年度任用職員の給与の額は、今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第 号)に規定する会計年度任用職員の給与等の額を考慮して定めるものとする。</u> (再任用職員等についての適用除外) 第21条 <u>第4条、第6条_____、第8条及び第17条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条の規定により採用された職員には適用しない。</u> 2 <u>第4条、第6条_____及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは</u>	(1) 略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(<u>同法第16条第1号に該当する場合を除く。</u>)をした者 3～5 略 (<u>非常勤職員の給与</u>) <u>第20条 単純な労務に雇用される職員で職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。</u> (再任用職員等についての適用除外) 第21条 <u>第4条から第6条まで、第8条及び第17条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条の規定により採用された職員には適用しない。</u> 2 <u>第4条から第6条まで及び第17条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは</u>
---	--

第2項の規定により採用された職員には適用しない。 <u>(給与控除)</u> 第23条 <u>次に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。</u> <u>(1) 市が職員の居住の用に供する宿舍の使用料及びその使用に必要な経費</u> <u>(2) 愛媛県市町村職員互助会の掛金</u> <u>(3) 愛媛県市町村職員共済組合が行う貯金の積立金</u> <u>(4) 今治市職員福利厚生会の掛金、貸付金に係る償還金及び物品購入代金</u> <u>(5) 職員団体の組合費及び物品購入代金</u> <u>(6) 前2号に掲げる団体を取り扱う生命保険等の保険料及び金融機関への預金</u> <u>(7) 職員の相互の親睦に伴う経費</u> <u>(8) 前各号に掲げるもののほか、これに準じるもので市長が別に定めるもの</u> (委任) 第24条 略	第2項の規定により採用された職員には適用しない。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (委任) 第23条 略
---	--

「参 考」

第10条による今治市職員等の旅費に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(旅費の支給)	(旅費の支給)
第3条 略	第3条 略
2 略	2 略
3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条各号</u> 若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。	3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、 <u>法第16条第2号若しくは第5号</u> 若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった <u>場合には</u> 、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
4 略	4 略
5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む_____。)がその出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。	5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む <u>以下この条において同じ。</u>)がその出発前に旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者 <u>(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)</u> が旅行中交通機関の事故又は天災その	6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____ _____ _____が旅行中交通機関の事故又は天災その

他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 略

他市長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 略

「参 考」

第11条による今治市職員退職手当支給条例改正条項新旧対照表

新	旧
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項 _____若しくは第2項の規定により採用された者 _____ _____を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された者）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者

の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(勤続期間の計算)

第7条 略

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数(市長が規則で定める月数を除く。)による。

3～9 略

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間(市長が規則で定める期間を除く。)

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)のうち、第2条第2項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。_____

(勤続期間の計算)

第7条 略

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数_____による。

3～9 略

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

(1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間_____

(2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者_____のうち、同項_____に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
又はこれに準ずる退職をした者

2～3 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 略

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2～3 略

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和

23年法律第131号) 第6編に規定する略式
手続によるものを除く。以下同じ。) をさ
れた場合において、その判決の確定前に退
職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止
処分を行った退職手当管理機関は、次の各号
のいずれかに該当するに至った場合には、速
やかに当該支払差止処分を取り消さなければ
ならない。ただし、第3号に該当する場合
において、当該支払差止処分を受けた者がそ
の者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事
件に関し現に逮捕されているときその他こ
れを取り消すことが支払差止処分の目的に
明らかに反すると認めるときは、この限りで
ない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者につい
て、当該支払差止処分の理由となった起訴
又は行為に係る刑事事件につき、判決が確
定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場
合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があった
場合であって、次条第1項の規定による処
分を受けることなく、当該判決が確定した
日又は当該公訴を提起しない処分があつ
た日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の
退職手当の支給制限)

23年法律第131号) 第6編に規定する略式
手続によるものを除く。以下同じ。) をさ
れた場合において、その判決の確定前に退
職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止
処分を行った退職手当管理機関は、次の各号
のいずれかに該当するに至った場合には、速
やかに当該支払差止処分を取り消さなければ
ならない。ただし、第3号に該当する場合
において、当該支払差止処分を受けた者がそ
の者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事
件に関し現に逮捕されているときその他こ
れを取り消すことが支払差止処分の目的に
明らかに反すると認めるときは、この限りで
ない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者につい
て、当該支払差止処分の理由となった起訴
又は行為に係る刑事事件につき、判決が確
定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場
合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 又は公訴を提起しない処分があった
場合であって、次条第1項の規定による処
分を受けることなく、当該判決が確定した
日又は当該公訴を提起しない処分があつ
た日から6月を経過した場合

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の
退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1） 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

（2）～（3） 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1） 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

（2）～（3） 略

2～6 略

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17

条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) 略

2 ～ 6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2 ～ 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 ～ 8 略

条において「失業手当受給可能者」という。)であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) ～ (3) 略

2 ～ 6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 略

2 ～ 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 ～ 8 略

附 則	附 則
1 ～ 8 略	1 ～ 8 略
9 <u>第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。</u>	
10 <u>前項の規定の適用を受ける者に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。</u>	

「参 考」

第12条による今治市企業職員の給与の種類
及び基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(期末手当) 第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。 (勤勉手当) 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し_____、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (退職手当) 第20条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 略	(期末手当) 第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。 (勤勉手当) 第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日 (以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても同様とする。 (退職手当) 第20条 略 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。 (1) 略

(2) 法第28条第4項の規定による失職_____をした者 (3) 略 <u>(会計年度任用職員の給与)</u> 第24条 法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び退職手当とする。 2 法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員の給与は、第2条の規定にかかわらず、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当及び期末手当とする。 3 前2項に規定する会計年度任用職員の給与の額は、<u>今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和元年今治市条例第 号)</u>に規定する会計年度任用職員の給与等の額を考慮して定めるものとする。 (再任用職員等についての適用除外) 第25条 <u>第5条、第6条、第8条、第10条及び第20条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条の規定により採用された職員には適用しない。</u> 2 <u>第5条、第6条、第8条及び第20条の規定は、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。</u>	(2) 法第28条第4項の規定による失職(<u>法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u>をした者 (3) 略 <u>(臨時又は非常勤職員の給与)</u> 第24条 <u>臨時又は非常勤の職員の給与については、予算の範囲内において任命権者が定める。</u> (再任用職員等についての適用除外) 第25条 <u>第5条から第8条まで</u>、第10条及び第20条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条の規定により採用された職員には適用しない。 2 <u>第5条から第8条まで</u>及び第20条の規定は、法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。
---	---

「参 考」

第13条による今治市人事行政の運営等の状況の
公表に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(_____ <u>短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>_____ _____を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) 略

「参 考」

第14条による外国の地方公共団体の機関等に派遣される
職員の処遇等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 (3) 地方公務員法第22条_____に規定する<u>条件付</u>採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) ～ (5) 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) ～ (2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定する<u>条件附</u>採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) (4) ～ (5) 略

今治市基金条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

歌仙ダム農業用水施設整備基金を廃止し、森林環境整備基金を設置しようとするもの。

今治市基金条例の一部を改正する条例

今治市基金条例（平成17年今治市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金	歌仙ダムに係る農業用水の有効利用を図る事業の資金に充てる。
-------------------	-------------------------------

を

」

「

今治市森林環境整備基金	森林の整備及びその促進に関する施策の資金に充てる。
-------------	---------------------------

」

に改める。

別表第3 今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金の項中「今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金」を「今治市森林環境整備基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市基金条例改正条項新旧対照表

新	旧																
別表第 1	別表第 1																
積立基金	積立基金																
<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	基金の目的			<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>基金の目的</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	基金の目的										
基金の名称	基金の目的																
基金の名称	基金の目的																
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市ふるさと振興基金</td><td>今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市森林環境整備基金</td><td>森林の整備及びその促進に関する施策の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			今治市ふるさと振興基金	今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。	今治市森林環境整備基金	森林の整備及びその促進に関する施策の資金に充てる。			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市ふるさと振興基金</td><td>今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td>今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金</td><td>歌仙ダムに係る農業用水の有効利用を図る事業の資金に充てる。</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			今治市ふるさと振興基金	今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。	今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金	歌仙ダムに係る農業用水の有効利用を図る事業の資金に充てる。		
今治市ふるさと振興基金	今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。																
今治市森林環境整備基金	森林の整備及びその促進に関する施策の資金に充てる。																
今治市ふるさと振興基金	今治地区広域市町村圏地域の振興事業の資金に充てる。																
今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金	歌仙ダムに係る農業用水の有効利用を図る事業の資金に充てる。																
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>														
別表第 3	別表第 3																
<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	会計名			<table> <tr> <th>基金の名称</th><th>会計名</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	基金の名称	会計名										
基金の名称	会計名																
基金の名称	会計名																
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市ふるさと振興基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td>今治市森林環境整備基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			今治市ふるさと振興基金	一般会計	今治市森林環境整備基金	一般会計			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>今治市ふるさと振興基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td>今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金</td><td>一般会計</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			今治市ふるさと振興基金	一般会計	今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金	一般会計		
今治市ふるさと振興基金	一般会計																
今治市森林環境整備基金	一般会計																
今治市ふるさと振興基金	一般会計																
今治市歌仙ダム農業用水施設整備基金	一般会計																
<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>			<table> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>														

今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

優良宅地造成認定申請手数料及び開発行為許可申請手数料を改定しようとするもの。

今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例

今治市土地開発許可等手数料条例(平成17年今治市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「88,000円」を「89,000円」に、「260,000円」を「270,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に改め、同条第2号ア中「88,000円」を「89,000円」に改め、同号イ中「特定工事物」を「特定工作物」に、「270,000円」を「280,000円」に改め、同号ウ中「88,000円」を「89,000円」に、「260,000円」を「270,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市土地開発許可等手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市土地開発許可等手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき <u>89,000円</u> 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき <u>270,000円</u> 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 400,000円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 520,000円 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき <u>680,000円</u> 造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき 890,000円 (2) 開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 8,800円	(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) 優良宅地造成認定申請手数料 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき <u>88,000円</u> 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき <u>260,000円</u> 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき 400,000円 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき 520,000円 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき <u>670,000円</u> 造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき 890,000円 (2) 開発行為許可申請手数料 ア 主として自己の住居の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 8,800円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満

1 件につき 22,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満

1 件につき 44,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
1ヘクタール未満

1 件につき 89,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上
3ヘクタール未満

1 件につき 130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上
6ヘクタール未満

1 件につき 180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上
10ヘクタール未満

1 件につき 220,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1 件につき 310,000円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の
業務の用に供するものの建築又は自己
の業務の用に供する特定工作物の建設
の用に供する目的で行う開発行為の場
合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1 件につき 14,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満

1 件につき 31,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満

1 件につき 22,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満

1 件につき 44,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
1ヘクタール未満

1 件につき 88,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上
3ヘクタール未満

1 件につき 130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上
6ヘクタール未満

1 件につき 180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上
10ヘクタール未満

1 件につき 220,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1 件につき 310,000円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の
業務の用に供するものの建築又は自己
の業務の用に供する特定工事物の建設
の用に供する目的で行う開発行為の場
合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1 件につき 14,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満

1 件につき 31,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満

1 件につき 66,000円
 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
 1ヘクタール未満
 1 件につき 120,000円
 開発区域の面積が1ヘクタール以上
 3ヘクタール未満
 1 件につき 210,000円
 開発区域の面積が3ヘクタール以上
 6ヘクタール未満
 1 件につき 280,000円
 開発区域の面積が6ヘクタール以上
 10ヘクタール未満
 1 件につき 350,000円
 開発区域の面積が10ヘクタール以上
 1 件につき 490,000円
 ウ その他の開発行為の場合
 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満
 1 件につき 89,000円
 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
 0.3ヘクタール未満
 1 件につき 130,000円
 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
 0.6ヘクタール未満
 1 件につき 200,000円
 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
 1ヘクタール未満
 1 件につき 270,000円
 開発区域の面積が1ヘクタール以上
 3ヘクタール未満
 1 件につき 400,000円
 開発区域の面積が3ヘクタール以上
 6ヘクタール未満

1 件につき 66,000円
 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
 1ヘクタール未満
 1 件につき 120,000円
 開発区域の面積が1ヘクタール以上
 3ヘクタール未満
 1 件につき 210,000円
 開発区域の面積が3ヘクタール以上
 6ヘクタール未満
 1 件につき 270,000円
 開発区域の面積が6ヘクタール以上
 10ヘクタール未満
 1 件につき 350,000円
 開発区域の面積が10ヘクタール以上
 1 件につき 490,000円
 ウ その他の開発行為の場合
 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満
 1 件につき 88,000円
 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
 0.3ヘクタール未満
 1 件につき 130,000円
 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
 0.6ヘクタール未満
 1 件につき 200,000円
 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上
 1ヘクタール未満
 1 件につき 260,000円
 開発区域の面積が1ヘクタール以上
 3ヘクタール未満
 1 件につき 400,000円
 開発区域の面積が3ヘクタール以上
 6ヘクタール未満

1 件につき 520,000円 開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10ヘクタール未満 1 件につき <u>680,000円</u> 開発区域の面積が10ヘクタール以上 1 件につき 890,000円 (3) ～ (9) 略	1 件につき 520,000円 開発区域の面積が 6 ヘクタール以上 10ヘクタール未満 1 件につき <u>670,000円</u> 開発区域の面積が10ヘクタール以上 1 件につき 890,000円 (3) ～ (9) 略
---	---

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い、
所要の改正をしようとするもの。
- 2 その他手数料を改定しようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表30平方メートル以内のものの項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表100平方メートルを超え、200平方メートル以内のものの項中「21,000円」を「22,000円」に改め、同表2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のものの項中「208,000円」を「209,000円」に改める。

第8条の表1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のものの項中「267,000円」を「268,000円」に改め、同表5万平方メートルを超えるものの項中「549,000円」を「550,000円」に改める。

第10条第6号及び第7号中「181,000円」を「182,000円」に改め、同条第8号中「199,000円」を「200,000円」に改め、同条第9号から第11号まで、第13号、第15号、第16号、第20号から第28号まで、第31号、第35号、第39号、第41号及び第53号中「181,000円」を「182,000円」に改め、同条第57号イの表5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のものの項中「372,800円」を「372,900円」に改め、同条第59号アの表2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものの項中「115,100円」を「115,200円」に改め、同号イの表2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものの項中「115,100円」を「115,200円」に改め、同表5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものの項中「372,800円」を「372,900円」に改め、同表25,000平方メートル以上のものの項中「1,053,800円」を「1,053,900円」に改め、同条第62号中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号ア(ア)の表区分の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表共同住宅等の部戸数が2以上4以下の項中「74,900円」を「75,000円」に改め、同部戸数が46以上の項中「88,500円」を「88,600円」に、「305,200円」を「305,300円」に改め、同号イの表床面積の合計の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表300平方メートル未満の項中「10,500円」を「10,600円」に改め、同表25,000平方メートル以上の項中「469,900円」を「470,000円」に改め、同号に次のように加える。

エ 複数の建築物の連携による場合 申請建築物と他の建築物の棟ごとの建築物の区分に応じたア、イ及びウによる額を併せた額

第10条第63号中「前号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）」を「次のとおりとする」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号に次のように加える。

ア 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更に係る場合 変更に係る建築物の棟ごとに前号のア、イ又はウによる額の2分の1として算出した額（当該額に

100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を併せた額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物を追加する場合 追加する建築物の棟ごとの前号のア、イ又はウによる額を併せた額

ウ 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更及び建築物を追加する場合 ア及びイによる額を併せた額

第10条第64号アの表区分の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表共同住宅等の部総戸数が2以上4以下の項中「74,900円」を「75,000円」に改め、同部総戸数が5以上15以下の項中「62,000円」を「62,100円」に改め、同部総戸数が46以上の項中「88,500円」を「88,600円」に、「305,200円」を「305,300円」に、「170,100円」を「170,200円」に改め、同号イの表床面積の合計の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同表300平方メートル未満の項中「10,500円」を「10,600円」に改め、同表25,000平方メートル以上の項中「469,900円」を「470,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

(1) 第10条第62号にエを加える改正規定及び同条第63号の改正規定(「前号に定める額の2分の1とする(当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)」を「次のとおりとする」に改める部分並びに同号にア、イ及びウを加える部分に限る。) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号。以下「改正法」という。)第1条の施行の日

(2) 第10条第62号の改正規定(「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める部分、同号ア(ア)の表区分の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める部分及び同号イの表床面積の合計の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める部分に限る。)、同条第63号の改正規定(「第30条第2項」を「第35条第2項」に改める部分に限る。))及び同条第64号の改正規定(同号アの表区分の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める部分及び同号イの表区分の項中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改める部分に限る。) 改正法第2条の施行の日

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	9,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	22,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	209,000円
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	352,000円
5万平方メートルを超えるもの	682,000円

2 略

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	33,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	55,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	165,000円
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	268,000円
5万平方メートルを超えるもの	550,000円

(その他手数料)

旧

(建築物に関する確認申請手数料)

第2条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	<u>8,000円</u>
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	15,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	<u>21,000円</u>
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>208,000円</u>
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	352,000円
5万平方メートルを超えるもの	682,000円

2 略

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	15,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	18,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	25,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	33,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	55,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	73,000円
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	165,000円
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>267,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>549,000円</u>

(その他手数料)

新

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (5) 略

(6) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 182,000円

(7) 壁面線外における建築許可申請手数料 182,000円

(8) 用途地域等における建築等許可申請手数料 200,000円（利害関係を有する者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合は132,000円、建築審査会の同意の取得を要しない場合は169,000円）

(9) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 182,000円

(10) 建築物の容積率の特例許可申請手数料 182,000円

(11) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 182,000円

(12) 略

(13) 建築物の敷地面積の許可申請手数料 182,000円

(14) 略

(15) 建築物の高さの許可申請手数料 182,000円

(16) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 182,000円

(17) ～ (19) 略

(20) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 182,000円

(21) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 182,000円

(22) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 182,000円

(23) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 182,000円

(24) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 182,000円

(25) 特定用途誘導地区における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 182,000円

(26) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 182,000円

(27) 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (5) 略

(6) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 181,000円

(7) 壁面線外における建築許可申請手数料 181,000円

(8) 用途地域等における建築等許可申請手数料 199,000円(利害関係を有する者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合は132,000円、建築審査会の同意の取得を要しない場合は169,000円)

(9) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 181,000円

(10) 建築物の容積率の特例許可申請手数料 181,000円

(11) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 181,000円

(12) 略

(13) 建築物の敷地面積の許可申請手数料 181,000円

(14) 略

(15) 建築物の高さの許可申請手数料 181,000円

(16) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 181,000円

(17) ～ (19) 略

(20) 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 181,000円

(21) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 181,000円

(22) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 181,000円

(23) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 181,000円

(24) 都市再生特別地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 181,000円

(25) 特定用途誘導地区における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料 181,000円

(26) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 181,000円

(27) 特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外

新

に係る許可申請手数料 182,000円

(28) 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 182,000円

(29) ～ (30) 略

(31) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 182,000円

(32) ～ (34) 略

(35) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 182,000円

(36) ～ (38) 略

(39) 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 182,000円

(40) 略

(41) 特別仮設興行場等建築許可申請手数料 182,000円

(42) ～ (52) 略

(53) 建築物用途変更許可申請手数料 135,000円（建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合は182,000円）

(54) ～ (56) 略

(57) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素	誘導基準告示Ⅰの第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定する基準による審査の場合
--------	--------------------------------------	-------------------------------------	--

に係る許可申請手数料 181,000円

(28) 景観地区における建築物の高さ、建築物の壁面の位置又は建築物の敷地面積の特例許可

申請手数料 181,000円

(29) ～ (30) 略

(31) 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区で地区整備計画又は沿道地区整備計画が定められている区域における建築物の各部分の高さの許可

申請手数料 181,000円

(32) ～ (34) 略

(35) 地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料

181,000円

(36) ～ (38) 略

(39) 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 181,000円

(40) 略

(41) 特別仮設興行場等建築許可申請手数料 181,000円

(42) ～ (52) 略

(53) 建築物用途変更許可申請手数料 135,000円（建築物の用途を変更して特別興行場等とする場合は181,000円）

(54) ～ (56) 略

(57) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素	誘導基準告示Ⅰの第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定する基準による審査の場
--------	--------------------------------------	-------------------------------------	---

新

	に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Ⅰの第1に規定する基準（1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定するものを除く。）による審査の場合	合
300平方メートル以内のもの	10,700円	264,300円	105,500円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	29,700円	420,900円	176,500円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	88,300円	598,800円	285,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	139,600円	734,300円	<u>372,900円</u>
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	176,200円	865,500円	448,000円
25,000平方メートルを超えるもの	220,200円	987,800円	525,500円

ウ 略

(58) 略

(59) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

	に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Ⅰの第1に規定する基準（1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定するものを除く。）による審査の場合	合
300平方メートル以内のもの	10,700円	264,300円	105,500円
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	29,700円	420,900円	176,500円
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	88,300円	598,800円	285,600円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	139,600円	734,300円	<u>372,800円</u>
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	176,200円	865,500円	448,000円
25,000平方メートルを超えるもの	220,200円	987,800円	525,500円

ウ 略

(58) 略

(59) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

新

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	52,100円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	123,200円	<u>115,200円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	182,200円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	225,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	278,300円	267,000円

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	444,700円	176,500円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	634,600円	285,600円	<u>115,200円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	781,600円	<u>372,900円</u>	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	923,800円	448,000円	215,300円

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	52,100円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	123,200円	<u>115,100円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	182,200円	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	225,000円	215,300円
25,000平方メートル以上のもの	278,300円	267,000円

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	444,700円	176,500円	45,700円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	634,600円	285,600円	<u>115,100円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	781,600円	<u>372,800円</u>	173,300円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	923,800円	448,000円	215,300円

新

25,000平方メートル以上のもの	1,053,900円	525,500円	267,000円
-------------------	------------	----------	----------

(60) ～ (61) 略

(62) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の（ア）又は（イ）に定める額

（ア） 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第35条第1項</u> に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
共同住宅等	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
	戸数が2以上4以下	10,700円	<u>75,000円</u>

25,000平方メートル以上のもの	<u>1,053,800円</u>	525,500円	267,000円
-------------------	-------------------	----------	----------

(60) ～ (61) 略

(62) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の（ア）又は（イ）に定める額

（ア） 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 <u>第30条第1項</u> に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
共同住宅等	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
	戸数が2以上4以下	10,700円	<u>74,900円</u>

新

戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円
戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円
戸数が46以上	<u>88,600円</u>	<u>305,300円</u>

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	<u>10,600円</u>	246,000円	94,300円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	29,300円	397,700円	157,900円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	87,100円	567,500円	255,400円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	137,700円	698,900円	333,400円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	173,800円	826,100円	400,600円
25,000平方メートル以上	217,100円	942,400円	<u>470,000円</u>

ウ 略

エ 複数の建築物の連携による場合 申請建築物と他の建築物の棟ごとの建築物の区分に応じたア、イ及びウによる額を併せた額

(63) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は、次のとおりとする

_____。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規

旧

戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円
戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円
戸数が46以上	<u>88,500円</u>	<u>305,200円</u>

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合
300平方メートル未満	<u>10,500円</u>	246,000円	94,300円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	29,300円	397,700円	157,900円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	87,100円	567,500円	255,400円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	137,700円	698,900円	333,400円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	173,800円	826,100円	400,600円
25,000平方メートル以上	217,100円	942,400円	<u>469,900円</u>

ウ 略

(63) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料は、前号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により法第6条第1項に規

新

定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更に係る場合 変更に係る建築物の棟ごとに前号のア、イ又はウによる額の2分の1として算出した額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を併せた額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画認定に係る建築物を追加する場合 追加する建築物の棟ごとの前号のア、イ又はウによる額を併せた額

ウ 既に建築物エネルギー消費性能向上計画認定された建築物の変更及び建築物を追加する場合 ア及びイによる額を併せた額

(64) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第35条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合

定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

(64) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合

新

		は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合		
1 戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円	19,200円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円	20,700円
共同住宅等	総戸数が2以上4以下	10,700円	<u>75,000円</u>	35,900円
	総戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円	<u>62,100円</u>
	総戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円	112,300円
	総戸数が46以上	<u>88,600円</u>	<u>305,300円</u>	<u>170,200円</u>

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、同法 <u>第35条第1項</u> の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの判定又は認定に係る建築物について法第7	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合

		は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合		
1 戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円	19,200円
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円	20,700円
共同住宅等	総戸数が2以上4以下	10,700円	<u>74,900円</u>	35,900円
	総戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円	<u>62,000円</u>
	総戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円	112,300円
	総戸数が46以上	<u>88,500円</u>	<u>305,200円</u>	<u>170,100円</u>

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は同法第12条第3項若しくは第13条第4項の規定に基づく適合性判定、同法 <u>第30条第1項</u> の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの判定又は認定に係る建築物について法第7	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合

新

	条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合		
300平方メートル未満	<u>10,600円</u>	246,000円	94,300円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	29,300円	397,700円	157,900円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	87,100円	567,500円	255,400円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	137,700円	698,900円	333,400円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	173,800円	826,100円	400,600円
25,000平方メートル以上	217,100円	942,400円	<u>470,000円</u>

ウ 略

(65) ～ (69) 略

旧

	条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合		
300平方メートル未満	<u>10,500円</u>	246,000円	94,300円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	29,300円	397,700円	157,900円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	87,100円	567,500円	255,400円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	137,700円	698,900円	333,400円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	173,800円	826,100円	400,600円
25,000平方メートル以上	217,100円	942,400円	<u>469,900円</u>

ウ 略

(65) ～ (69) 略

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市消防関係手数料条例（平成17年今治市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表3の項手数料の金額（1件につき）の欄第5号ウ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同号エ中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同号オ中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市消防関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請又は請求に係る手数料について適用し、同日前の申請又は請求に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市消防関係手数料条例改正条項新旧対照表

新		旧	
別表		別表	
手数料を徴収 する事務	手数料の金額 (1件につき)	手数料を徴収 する事務	手数料の金額 (1件につき)
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	
	(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～イ 略 ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所		(1)～(4) 略 (5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～イ 略 ウ 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年今治市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市災害弔慰金の支給等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u>	(償還等) 第15条 略 2 略 3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び政令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号、第10号及び第11号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町

村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「常に支給認定子どもの」を「常に教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに体調の」を「教育・保育給付認定子どもに体調の」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給

認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに関する」を「教育・保育給付認定子どもに関する」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの家族」を「教育・保育給付認定子どもの家族」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19

条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「小規模保育事業A型をいう」を「小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「小規模保育事業B型をいう」を「小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ」に、「にあつてはその利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第4条」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「特定教育・保育をいう」を「特定教育・保育をいう。以下この条において同じ」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

（1） 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

（2） 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「に掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替える」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」

に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に改め、同条第3項中「特別利用地域型保育を含むものとして、本章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する」を「特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。))を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。))、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項中「特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する」を「特定利用地域

型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改め、附則第4項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。））」に、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

「参 考」

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) ～ (8) 略	(1) ～ (8) 略
(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定</u> をいう。	(9) <u>支給認定</u> 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> をいう。
(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定保護者</u> をいう。	(10) <u>支給認定</u> 保護者 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> 保護者をいう。
(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する <u>教育・保育給付認定子ども</u> をいう。	(11) <u>支給認定</u> 子ども 法第20条第4項に規定する <u>支給認定</u> 子どもをいう。
(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u>	_____ _____ _____ _____ _____
(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> 令第4条第1項第2号に規定する <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> をいう。	_____ _____ _____
(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> 令第4条第2項に規定する <u>満3歳未満保育認定子ども</u> をいう。	_____ _____ _____
(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> 令第4条第2項第2号に規定する <u>市町村民税所得割合算額</u> をいう。	_____ _____ _____

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) 略

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) ～ (20) 略

(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項 _____ において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項 _____ において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(22) ～ (27) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護

(12) 略

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間 _____をいう。

(14) ～ (15) 略

(16) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の規定において準用する場合を含む。)の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者 _____に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(17) ～ (22) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ適切な

_____内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者

者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、

（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 略

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、

利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用しているこれらの号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設のこれらの号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協

利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用しているこれらの号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設のこれらの号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協

力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合)にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りはない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証

_____によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

(支給認定 _____の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定 _____を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更 _____の認定の申請が遅くとも支給認定保護者 _____が受けている支給認定の有効期間 _____の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りはない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育

_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額

_____をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額 _____

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども _____について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども _____に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。

以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者

_____から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 _____から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)
に要する費用

定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) 略

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定

る。)

基準子ども又は小学校第3学年修了
前子ども（そのうち最年長者及び2番
目の年長者である者を除く。）である
者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども 負担額算定
基準子ども（そのうち最年長者及び2
番目の年長者である者を除く。）であ
る者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する
食事の提供

（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者 _____に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者 _____に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者 _____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者 _____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下 _____ 同じ。)の支給を受けた場合は、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し、当該<u>教育・保育給付認定保護者</u>に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>教育・保育給付認定保護者</u>その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>教育・保育給付認定子どもの心身の状況</u>、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者</u>に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければ	(施設型給付費等の額に係る通知等) 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)の支給を受けた場合は、<u>支給認定保護者</u> _____ に対し、当該<u>支給認定保護者</u> _____ に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>支給認定保護者</u> _____ に対して交付しなければならない。 (特定教育・保育に関する評価等) 第16条 略 2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>支給認定保護者</u> _____ その他の特定教育・保育施設の関係者(当該特定教育・保育施設の職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 (相談及び援助) 第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>支給認定子どもの _____ 心身の状況</u>、その置かれている環境等の的確な把握に努め、<u>支給認定子ども又はその保護者</u> _____ _____ に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければ
---	---

ならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

ならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、<u>支給認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3 略 (<u>教育・保育給付認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)	3 略 (<u>支給認定子ども</u>を平等に取り扱う原則)
第24条 特定教育・保育施設においては、<u>教育・保育給付認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)	第24条 特定教育・保育施設においては、<u>支給認定子ども</u>の国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 (虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>教育・保育給付認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)	第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>支給認定子ども</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該<u>支給認定子ども</u>の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (懲戒に係る権限の濫用禁止)
第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>教育・保育給付認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)	第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>支給認定子ども</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその<u>支給認定子ども</u>の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (秘密保持等)
第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た	第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た

教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族(以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための

支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 略

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族(以下この条において「支給認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための

窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 略

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 略

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 略

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条<u>の規定による特定教育・保育</u> _____の提供の記録 (3) 第19条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録 (4) ～ (5) 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>以下この条</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ	(記録の整備) 第34条 略 2 特定教育・保育施設は、<u>支給認定子ども</u> _____に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 (1) 略 (2) 第12条<u>に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項</u>の提供の記録 (3) 第19条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録 (4) ～ (5) 略 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>この条</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u>_____に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>支給認定子ども</u> _____の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定によ
--	---

り特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1

り特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章

（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第1

項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13

項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。」とあるのは「除く。」とする。

条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の 利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては 6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1人とする。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規

_____。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数を _____ 1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう _____。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう _____。)にあつてはその利用定員の数を 6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあつてはその利用定員の数を 6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を 1人とする。

2 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規

程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提

程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担

_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者_____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

_____の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども_____が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者_____に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提

供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設（第42条に規定する「連携施設」をいう。）その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども_____に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設（第42条に規定する「連携施設」をいう。）その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育

事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。この項_____において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるとき

ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

は、前項第2号の規定を適用しないこととする<u>ことができる。</u>	
(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>	
(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>	
3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>	
(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u>	
(2) <u>事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者</u>	
4 <u>市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	
5 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業</u>	

者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

（1） 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、前項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市長の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの(附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育

_____を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

_____については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども_____について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども_____に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に

_____をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲

規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額(法第29条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲

内で設定する額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>教育・保育給付認定保護者</u>から受けることができる。 (1) ～ (3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>教育・保育給付認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>教育・保育給付認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条に	内で設定する額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を<u>支給認定保護者</u>から受けることができる。 (1) ～ (3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>支給認定保護者</u>に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、前4項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>支給認定保護者</u>に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに<u>支給認定保護者</u>に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、<u>支給認定保護者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (運営規程) 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条に
---	---

において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育
_____の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども _____に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子ども _____に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子ども _____に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) ～ (5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」についてと、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下

」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定によ

(4) ～ (5) 略

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業

」について準用する。この場合において、第14条第1項

中「施設型給付費(法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「地域型保育給付費(法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。)」と読み替える

ものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定によ

（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

り特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

[illegible]

第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

_____。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第

1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第

1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する

育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第４項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満３歳以上保育認定子どもに対するもの及び満３歳以上保育認定子ども（令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

(施行期日)

1 略

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども）とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第 6 条第 1 項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第 2 項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）

_____」と、同条第3項
中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、
市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型

[illegible]

附 則

(施行期日)

1 略

(特定保育所に関する特例)

2 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあつては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）

」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市長の同意を得て、」と、第19条中「施設型」

3 略

3 略

– 154 –

	項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額」とする。
	5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する市町村が定める額」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)に規定する市町村が定める額」とする。
(利用定員に関する経過措置)	(利用定員に関する経過措置)
4 略	6 略
(連携施設に関する経過措置)	(連携施設に関する経過措置)
5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適	7 特定地域型保育事業者 _____は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適

切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - （1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - （2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削り、附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
(保育所等との連携)	(保育所等との連携)
第6条 略	第6条 略
2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、 <u>前項第2号の規定を適用しないこととする</u> <u>ことができる。</u>	2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、 前項第2号の規定を適用しないこと _____ _____ ができる。
(1) ～ (2) 略	(1) ～ (2) 略
3 略	3 略
4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u>	— _____ _____ _____ _____ _____
5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>	— _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____
(1) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u>	— _____ _____ _____ _____ _____

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～ (3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る_____。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法_____

(食事の提供の特例)

第16条 略

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1) ～ (3) 略

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第3項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

(居宅訪問型保育事業)

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

(1) 略

(2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律

調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 略

調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

5～10 略

今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

実費徴収に関する規定を設け、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条」を「第1条の5」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条（見出しを含む。）中「保育料」を「保育料等」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「前条に規定する保育料」を「保育料等（保育料及び前条の費用をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（その他の費用負担）

第7条 児童の保護者は、保育料のほか、教材費、食事の提供に要する費用その他の費用の実費を負担しなければならない。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新	旧
(保育所における保育の利用基準) 第3条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条の5</u>に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な場合に行うものとする。 2 略 <u>(その他の費用負担)</u> 第7条 <u>児童の保護者は、保育料のほか、教材費、食事の提供に要する費用その他の費用の実費を負担しなければならない。</u> <u>(保育料等の減免)</u> 第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>保育料等（保育料及び前条の費用をいう。以下同じ。）</u>を減額し、又は免除することができる。 <u>(保育料等の不還付)</u> 第9条 既納の<u>保育料等</u>は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 第10条～第11条 略	(保育所における保育の利用基準) 第3条 保育所における保育は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条</u>に定める事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な場合に行うものとする。 2 略 _____ _____ _____ <u>(保育料</u>の減免) 第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>前条に規定する保育料</u>_____を減額し、又は免除することができる。 <u>(保育料</u>の不還付) 第8条 既納の<u>保育料</u>は、還付しない。ただし、特別の事由があると認めるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。 第9条～第10条 略

今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

旧氏を用いた印鑑登録を可能とするため、所要の改正をしようとするもの。

今治市印鑑条例の一部を改正する条例

今治市印鑑条例（平成17年今治市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称」を「住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を削る。

第14条第1項第3号中「、氏」の次に「（住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、同条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第15条第2項第1号中「外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称」を「住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

今治市印鑑条例改正条項新旧対照表

新	旧
(登録印鑑) 第5条 略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）</u>若しくは通称（<u>令第30条の16第1項</u> <u>に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの (3) ～ (7) 略 3 略 (印鑑の登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録をしたときは、印影のほか、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1) ～ (2) 略 (3) 氏名（<u>住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下</u>	(登録印鑑) 第5条 略 2 市長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑を登録しないものとする。 (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名 _____ _____ _____若しくは通称（<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）</u>又は氏名 _____若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの (2) 職業、資格その他氏名 _____又は通称以外の事項を表しているもの (3) ～ (7) 略 3 略 (印鑑の登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録をしたときは、印影のほか、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1) ～ (2) 略 (3) 氏名（<u>外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称</u> _____

同じ。)をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。)がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(4) 略

(5) ～ (7) 略

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク _____

_____をもって調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 氏名、氏(住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことを知ったとき。

(4) ～ (5) 略

2 市長は、前項第3号又は第5号に掲げる理由により印鑑の登録を職権で抹消したときは、このことを当該抹消された者に通知するものとする_____。

(印鑑登録証明書)

第15条 略

2 印鑑登録証明書には、次に掲げる事項を記

_____))

(4) 略

(5) 男女の別

(6) ～ (8) 略

2 市長は、前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 氏名、氏_____若しくは名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)を変更した(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)ことを知ったとき。

(4) ～ (5) 略

2 市長は、前項第3号又は第5号に掲げる理由により印鑑の登録を職権で抹消したときは、このことを当該抹消された者に通知しなければならない。

(印鑑登録証明書)

第15条 略

2 印鑑登録証明書には、次に掲げる事項を記

載するものとする。

(1) 氏名(住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)

(2) 略

(3) 略

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

載するものとする。

(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称

_____)

(2) 略

(3) 男女の別

(4) 略

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けている場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

今治市せきぜん渡船条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

消費税法（昭和63年法律第108号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市せきぜん渡船条例の一部を改正する条例

今治市せきぜん渡船条例（平成17年今治市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第7条関係）

旅客運賃

岡村				
150円	小大下			
200	150円	大下		
420	370	220円	宗方	
870	870	870	760円	今治

別表第2（第7条関係）

1 一般旅客定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	5, 400円	小大下			
3 月	15, 390				
6 月	29, 160				
期間	金額	金額			
1 月	7, 200円	5, 400円	大下		
3 月	20, 520	15, 390			
6 月	38, 880	29, 160			
期間	金額	金額	金額		
1 月	15, 120円	13, 320円	7, 920円	宗方	
3 月	43, 100	37, 970	22, 580		
6 月	81, 650	71, 930	42, 770		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	31, 320円	31, 320円	31, 320円	27, 360円	今治
3 月	89, 270	89, 270	89, 270	77, 980	
6 月	169, 130	169, 130	169, 130	147, 750	

2 片道一般旅客定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	15,050円	今治
3 月	42,890	
6 月	81,270	

3 通学定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	3, 330円	小大下			
3 月	9, 450				
6 月	17, 820				
期間	金額	金額			
1 月	4, 440円	3, 330円	大下		
3 月	12, 600	9, 450			
6 月	23, 760	17, 820			
期間	金額	金額	金額		
1 月	9, 330円	8, 220円	4, 890円	宗方	
3 月	26, 460	23, 310	13, 860		
6 月	49, 900	43, 960	26, 140		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	19, 320円	19, 320円	19, 320円	16, 880円	今治
3 月	54, 810	54, 810	54, 810	48, 090	
6 月	103, 360	103, 360	103, 360	91, 110	

4 片道通学定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	9,290円	今治
3 月	26,450	
6 月	50,120	

別表第3（第7条関係）

手荷物運賃

港間名		岡村～小大下～大下 ～宗方	岡村／小大下／大下 ／宗方～今治
受託手荷物		100円	120円
特殊手荷物	自転車、小児用の車その他道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両	150	190
	原動機付自転車	300	380
	自動2輪車（排気量0.751リットル未満）	440	570
	自動2輪車（排気量0.751リットル以上）	590	750

別表第4（第7条関係）

1 小荷物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	150	210	320
1 m超1.5m以下	210	260	420
1.5m超2 m以下	260	320	520

2 小荷物運賃（岡村～小大下～大下～宗方）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	100	130	150
1 m超1.5m以下	130	150	250
1.5m超2 m以下	150	250	300

別表第5第1項の表を次のように改める。

別表第5（第7条関係）

1 貨物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3 辺の長さ	10kg 以下	10 kg 超 20 kg 以下	20 kg 超 30 kg 以下	30 kg 超 40 kg 以下	40 kg 超 50 kg 以下
1 m 以下 （厚さ1.5cm以下）	100	210	320	520	780
1 m 以下	150	210	320	520	780
1 m 超1.5m 以下	210	260	420	630	950
1.5m 超 2 m 以下	260	320	520	730	1,250
2 m 超2.5m 以下	320	370	580	950	1,570
2.5m 超 3 m 以下	370	420	630	1,250	1,880

備考

1 上表の規定にかかわらず、市場出荷専用箱については1箱80円とする。

2 上表に定める区分を超えるものについては、次のとおりとする。

（1） ドラム缶 1 缶2,410円

（2） 鉄筋（13mm以下） 1 束730円

（3） その他 大きさ及び重さ並びに前2号に定める品目との整合性を勘案し、市長が別に定める額

別表第5第2項の表1.5m超2m以下の項中「290」を「300」に改め、同表備考第1号中「460円」を「470円」に改める。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

自動車航送運賃

港間名 車両の長さ	岡村～小大下・小大下～大下	岡村～大下	岡村／小大下／大下～今治
3 m 未満	730円	1,100円	2,100円
3 m 以上 4 m 未満	860	1,210	2,830
4 m 以上 5 m 未満	1,080	1,820	3,980
5 m 以上 6 m 未満	1,430	2,360	5,350
6 m 以上 7 m 未満	1,970	3,100	6,280

7 m以上 8 m未満	2, 240	3, 890	7, 440
8 m以上 9 m未満	2, 690	4, 200	8, 280
9 m以上10m未満	2, 920	4, 660	9, 220
10m以上11m未満	3, 190	5, 180	10, 160
11m以上12m未満	3, 380	5, 590	11, 000
12m以上	3, 380円に 1 m まで を増すごとに260円 を加算した額	5, 590円に 1 m まで を増すごとに500円 を加算した額	11, 000円に 1 m まで を増すごとに1, 150 円を加算した額

備考 上表の金額には、運転手 1 人分の料金を含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市せきぜん渡船条例別表第 1 から別表第 6 までの規定は、施行日以後に行われる使用の許可に係る運賃について適用し、同日前に行われる使用の許可に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市せきぜん渡船条例改正条項新旧対照表

新

別表第 1 （第 7 条関係）

旅客運賃

岡村				
<u>150</u> 円	小大下			
200	<u>150</u> 円	大下		
<u>420</u>	<u>370</u>	220円	宗方	
<u>870</u>	<u>870</u>	<u>870</u>	<u>760</u> 円	今治

別表第 2 （第 7 条関係）

1 一般旅客定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	<u>5,400</u> 円	小大下			
3 月	<u>15,390</u>				
6 月	<u>29,160</u>				
期間	金額	金額			
1 月	7,200円	<u>5,400</u> 円	大下		
3 月	20,520	<u>15,390</u>			
6 月	38,880	<u>29,160</u>			
期間	金額	金額	金額		
1 月	<u>15,120</u> 円	<u>13,320</u> 円	7,920円	宗方	
3 月	<u>43,100</u>	<u>37,970</u>	22,580		
6 月	<u>81,650</u>	<u>71,930</u>	42,770		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	<u>31,320</u> 円	<u>31,320</u> 円	<u>31,320</u> 円	<u>27,360</u> 円	今治
3 月	<u>89,270</u>	<u>89,270</u>	<u>89,270</u>	<u>77,980</u>	
6 月	<u>169,130</u>	<u>169,130</u>	<u>169,130</u>	<u>147,750</u>	

旧

別表第 1（第 7 条関係）

旅客運賃

岡村				
<u>140</u> 円	小大下			
200	<u>140</u> 円	大下		
<u>410</u>	<u>360</u>	220円	宗方	
<u>860</u>	<u>860</u>	<u>860</u>	<u>750</u> 円	今治

別表第 2（第 7 条関係）

1 一般旅客定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	<u>5,040</u> 円	小大下			
3 月	<u>14,370</u>				
6 月	<u>27,220</u>				
期間	金額	金額			
1 月	7,200円	<u>5,040</u> 円	大下		
3 月	20,520	<u>14,370</u>			
6 月	38,880	<u>27,220</u>			
期間	金額	金額	金額		
1 月	<u>14,760</u> 円	<u>12,960</u> 円	7,920円	宗方	
3 月	<u>42,070</u>	<u>36,940</u>	22,580		
6 月	<u>79,710</u>	<u>69,990</u>	42,770		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	<u>30,960</u> 円	<u>30,960</u> 円	<u>30,960</u> 円	<u>27,000</u> 円	今治
3 月	<u>88,240</u>	<u>88,240</u>	<u>88,240</u>	<u>76,950</u>	
6 月	<u>167,190</u>	<u>167,190</u>	<u>167,190</u>	<u>145,800</u>	

新

2 片道一般旅客定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	<u>15,050</u> 円	今治
3 月	<u>42,890</u>	
6 月	<u>81,270</u>	

3 通学定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	<u>3,330</u> 円	小大下			
3 月	<u>9,450</u>				
6 月	<u>17,820</u>				
期間	金額	金額			
1 月	4,440円	<u>3,330</u> 円	大下		
3 月	12,600	<u>9,450</u>			
6 月	23,760	<u>17,820</u>			
期間	金額	金額	金額		
1 月	<u>9,330</u> 円	<u>8,220</u> 円	4,890円	宗方	
3 月	<u>26,460</u>	<u>23,310</u>	13,860		
6 月	<u>49,900</u>	<u>43,960</u>	26,140		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	<u>19,320</u> 円	<u>19,320</u> 円	<u>19,320</u> 円	<u>16,880</u> 円	今治
3 月	<u>54,810</u>	<u>54,810</u>	<u>54,810</u>	<u>48,090</u>	
6 月	<u>103,360</u>	<u>103,360</u>	<u>103,360</u>	<u>91,110</u>	

4 片道通学定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	<u>9,290</u> 円	今治
3 月	<u>26,450</u>	
6 月	<u>50,120</u>	

旧

2 片道一般旅客定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	<u>14,850</u> 円	今治
3 月	<u>42,330</u>	
6 月	<u>80,190</u>	

3 通学定期運賃

港名 期間	岡村				
1 月	<u>3,110</u> 円	小大下			
3 月	<u>8,820</u>				
6 月	<u>16,640</u>				
期間	金額	金額			
1 月	4,440円	<u>3,110</u> 円	大下		
3 月	12,600	<u>8,820</u>			
6 月	23,760	<u>16,640</u>			
期間	金額	金額	金額		
1 月	<u>9,110</u> 円	<u>8,000</u> 円	4,890円	宗方	
3 月	<u>25,830</u>	<u>22,680</u>	13,860		
6 月	<u>48,710</u>	<u>42,770</u>	26,140		
期間	金額	金額	金額	金額	
1 月	<u>19,100</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>19,100</u> 円	<u>16,650</u> 円	今治
3 月	<u>54,180</u>	<u>54,180</u>	<u>54,180</u>	<u>47,460</u>	
6 月	<u>102,170</u>	<u>102,170</u>	<u>102,170</u>	<u>89,910</u>	

4 片道通学定期運賃

期間 \ 港名	宗方	
1 月	<u>9,160</u> 円	今治
3 月	<u>26,110</u>	
6 月	<u>49,460</u>	

新

別表第3（第7条関係）

手荷物運賃

港間名		岡村～小大下～大下 ～宗方	岡村／小大下／大下 ／宗方～今治
受託手荷物		100円	120円
特殊 手 荷物	自転車、小児用の車その他道路運送車両 法（昭和26年法律第185号）第2条第4項 に規定する軽車両	<u>150</u>	190
	原動機付自転車	<u>300</u>	<u>380</u>
	自動2輪車（排気量0.751リットル未満）	<u>440</u>	<u>570</u>
	自動2輪車（排気量0.751リットル以上）	<u>590</u>	<u>750</u>

別表第4（第7条関係）

1 小荷物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	150	210	<u>320</u>
1 m超1.5m以下	210	260	<u>420</u>
1.5m超2 m以下	260	<u>320</u>	<u>520</u>

2 小荷物運賃（岡村～小大下～大下～宗方）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	100	130	150
1 m超1.5m以下	130	150	250
1.5m超2 m以下	150	250	<u>300</u>

別表第3（第7条関係）

手荷物運賃

港間名		岡村～小大下～大下 ～宗方	岡村／小大下／大下 ／宗方～今治
受託手荷物		100円	120円
特殊 手 荷物	自転車、小児用の車その他道路運送車両 法（昭和26年法律第185号）第2条第4項 に規定する軽車両	<u>140</u>	190
	原動機付自転車	<u>290</u>	<u>370</u>
	自動2輪車（排気量0.751リットル未満）	<u>430</u>	<u>560</u>
	自動2輪車（排気量0.751リットル以上）	<u>580</u>	<u>740</u>

別表第4（第7条関係）

1 小荷物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	150	210	<u>310</u>
1 m超1.5m以下	210	260	<u>410</u>
1.5m超2 m以下	260	<u>310</u>	<u>510</u>

2 小荷物運賃（岡村～小大下～大下～宗方）

（単位：円）

重さ 3辺の長さ	10kg以下	10kg超20kg以下	20kg超30kg以下
1 m以下	100	130	150
1 m超1.5m以下	130	150	250
1.5m超2 m以下	150	250	<u>290</u>

新

別表第 5（第 7 条関係）

1 貨物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3 辺の長さ	10kg 以下	10 kg 超 20 kg 以下	20 kg 超 30 kg 以下	30 kg 超 40 kg 以下	40 kg 超 50 kg 以下
1 m 以下 (厚さ 1.5cm 以下)	100	210	<u>320</u>	<u>520</u>	<u>780</u>
1 m 以下	150	210	<u>320</u>	<u>520</u>	<u>780</u>
1 m 超 1.5m 以下	210	260	<u>420</u>	<u>630</u>	<u>950</u>
1.5m 超 2 m 以下	260	<u>320</u>	<u>520</u>	<u>730</u>	<u>1,250</u>
2 m 超 2.5m 以下	<u>320</u>	<u>370</u>	<u>580</u>	<u>950</u>	<u>1,570</u>
2.5m 超 3 m 以下	<u>370</u>	<u>420</u>	<u>630</u>	<u>1,250</u>	<u>1,880</u>

備考

- 1 略
- 2 上表に定める区分を超えるものについては、次のとおりとする。
 - (1) ドラム缶 1 缶 2,410円
 - (2) 鉄筋 (13mm 以下) 1 束 730円
 - (3) 略

2 貨物運賃（岡村～小大下～大下～宗方）

（単位：円）

重さ 3 辺の長さ	10kg 以下	10kg 超 20kg 以下	20kg 超 30kg 以下
1 m 以下	100	130	150
1 m 超 1.5m 以下	130	150	250
1.5m 超 2 m 以下	150	250	<u>300</u>

備考 上表に定める区分を超えるものについては、次のとおりとする。

- (1) ドラム缶 1 缶 470円
- (2) 略

旧

別表第 5（第 7 条関係）

1 貨物運賃（岡村／小大下／大下／宗方～今治）

（単位：円）

重さ 3 辺の長さ	10kg 以下	10 kg 超 20 kg 以下	20 kg 超 30 kg 以下	30 kg 超 40 kg 以下	40 kg 超 50 kg 以下
1 m 以下 (厚さ 1.5cm 以下)	100	210	<u>310</u>	<u>510</u>	<u>770</u>
1 m 以下	150	210	<u>310</u>	<u>510</u>	<u>770</u>
1 m 超 1.5m 以下	210	260	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>930</u>
1.5m 超 2 m 以下	260	<u>310</u>	<u>510</u>	<u>720</u>	<u>1,230</u>
2 m 超 2.5m 以下	<u>310</u>	<u>360</u>	<u>570</u>	<u>930</u>	<u>1,540</u>
2.5m 超 3 m 以下	<u>360</u>	<u>410</u>	<u>620</u>	<u>1,230</u>	<u>1,850</u>

備考

1 略

2 上表に定める区分を超えるものについては、次のとおりとする。

（1） ドラム缶 1 缶 2,370円

（2） 鉄筋（13mm 以下） 1 束 720円

（3） 略

2 貨物運賃（岡村～小大下～大下～宗方）

（単位：円）

重さ 3 辺の長さ	10kg 以下	10kg 超 20kg 以下	20kg 超 30kg 以下
1 m 以下	100	130	150
1 m 超 1.5m 以下	130	150	250
1.5m 超 2 m 以下	150	250	<u>290</u>

備考 上表に定める区分を超えるものについては、次のとおりとする。

（1） ドラム缶 1 缶 460円

（2） 略

新

別表第 6（第 7 条関係）

自動車航送運賃

港間名 車両の長さ	岡村～小大下・小大下～大下	岡村～大下	岡村／小大下／大下～今治
3 m 未満	<u>730</u> 円	<u>1,100</u> 円	<u>2,100</u> 円
3 m 以上 4 m 未満	<u>860</u>	<u>1,210</u>	<u>2,830</u>
4 m 以上 5 m 未満	<u>1,080</u>	<u>1,820</u>	<u>3,980</u>
5 m 以上 6 m 未満	<u>1,430</u>	<u>2,360</u>	<u>5,350</u>
6 m 以上 7 m 未満	<u>1,970</u>	<u>3,100</u>	<u>6,280</u>
7 m 以上 8 m 未満	<u>2,240</u>	<u>3,890</u>	<u>7,440</u>
8 m 以上 9 m 未満	<u>2,690</u>	<u>4,200</u>	<u>8,280</u>
9 m 以上 10 m 未満	<u>2,920</u>	<u>4,660</u>	<u>9,220</u>
10 m 以上 11 m 未満	<u>3,190</u>	<u>5,180</u>	<u>10,160</u>
11 m 以上 12 m 未満	<u>3,380</u>	<u>5,590</u>	<u>11,000</u>
12 m 以上	<u>3,380</u> 円に 1 m までを増すごとに 260 円を加算した額	<u>5,590</u> 円に 1 m までを増すごとに <u>500</u> 円を加算した額	<u>11,000</u> 円に 1 m までを増すごとに <u>1,150</u> 円を加算した額

備考 略

旧

別表第 6（第 7 条関係）

自動車航送運賃

港間名 車両の長さ	岡村～小大下・小大下～大下	岡村～大下	岡村／小大下／大下～今治
3 m 未満	<u>720</u> 円	<u>1,080</u> 円	<u>2,060</u> 円
3 m 以上 4 m 未満	<u>840</u>	<u>1,190</u>	<u>2,780</u>
4 m 以上 5 m 未満	<u>1,060</u>	<u>1,790</u>	<u>3,910</u>
5 m 以上 6 m 未満	<u>1,400</u>	<u>2,320</u>	<u>5,250</u>
6 m 以上 7 m 未満	<u>1,930</u>	<u>3,040</u>	<u>6,170</u>
7 m 以上 8 m 未満	<u>2,200</u>	<u>3,820</u>	<u>7,300</u>
8 m 以上 9 m 未満	<u>2,640</u>	<u>4,120</u>	<u>8,130</u>
9 m 以上 10 m 未満	<u>2,870</u>	<u>4,580</u>	<u>9,050</u>
10 m 以上 11 m 未満	<u>3,130</u>	<u>5,090</u>	<u>9,980</u>
11 m 以上 12 m 未満	<u>3,320</u>	<u>5,490</u>	<u>10,800</u>
12 m 以上	<u>3,320</u> 円に 1 m までを増すごとに 260 円を加算した額	<u>5,490</u> 円に 1 m までを増すごとに <u>490</u> 円を加算した額	<u>10,800</u> 円に 1 m までを増すごとに <u>1,130</u> 円を加算した額

備考 略

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

道路構造令（昭和45年政令第320号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年今治市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「見とおす」を「見通す」に改め、同号を同条第25号とし、同条中第23号を第24号とし、第16条から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第10条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（）」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（）」に改める。

第11条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第12条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条第1項及び第2項中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に存し、又は新設若しくは改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は適用しない。

「参 考」

今治市道路の構造の技術的基準等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (15) 略 <u>(16) 自転車通行帯</u> <u>自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。</u> <u>(17) ～ (24)</u> 略 <u>(25) 視距</u> 車線(車線を有しない道路にあっては、車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>)。以下この号において同じ。)の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見通すことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等) 第4条 車道(副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2 ～ 4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道<u>(自転車通行帯を除く。)</u>の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、か	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (15) 略 _____ _____ <u>(16) ～ (23)</u> 略 <u>(24) 視距</u> 車線(車線を有しない道路にあっては、車道_____。以下この号において同じ。)の中心線上1.2メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ10センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿って測った長さをいう。 (車線等) 第4条 車道(副道、停車帯_____その他規則で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。 2 ～ 4 略 5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、か

つ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭^{きく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 略

- 2 副道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多

い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

つ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭^{きく}窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

(副道)

第6条 略

- 2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u> (自転車道) 第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの</u>(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 略 (自転車歩行者道) 第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 略	_____ (自転車道) 第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路 _____ _____には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の<u>道路</u>(_____前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3～5 略 (自転車歩行者道) 第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道_____を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2～4 略
--	--

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 略

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3

(歩道)

第12条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 略

(待避所)

第32条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1) 略

(2) 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第41条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条_____,第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3

項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条_____、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項、次条第1項及び第2項並びに第43条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

今治市消防団条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

消防団員の欠格事項を改めようとするもの。

今治市消防団条例の一部を改正する条例

今治市消防団条例（平成17年今治市条例第269号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第10条第2項第1号中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

今治市消防団条例改正条項新旧対照表

新	旧
(欠格事項) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 _____ (1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 第11条の規定により<u>懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限) 第10条 略 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。ただし、第3号に該当する場合であって、任命権者が特別に認める場合は、この限りでない。 (1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合 (2) ～ (3) 略	(欠格事項) 第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u> (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 第11条の規定により<u>免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者 (分限) 第10条 略 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を失う。ただし、第3号に該当する場合であって、任命権者が特別に認める場合は、この限りでない。 (1) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合 (2) ～ (3) 略

榎橋橋りょう架替工事（上部工）請負契約の変更について

榎橋橋りょう架替工事（上部工）請負契約を、次のとおり変更する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

- 1 変更しようとする工事請負契約 榎橋橋りょう架替工事（上部工）
（平成30年9月25日議決 議会第4回議案第90号）

2 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
榎橋橋りょう架 替工事（上部工）	（変更前） 円 492,480,000	代表者 松山市南高井町758番地 榎橋橋りょう架替工事（上部工） 愛橋・いづも共同企業体 松山市南高井町758番地 株式会社愛橋 代表取締役 二 宮 俊 彦	（変更前） 契約発効の日から 令和元年12月11日 まで
	（変更後） 円 497,744,000		（変更後） 契約発効の日から 令和2年2月14日 まで

- 3 仮契約締結年月日 令和元年8月2日

「参 考」

契約金額及び工期変更の理由

伸縮装置の製品を変更し、及び調整コンクリートを追加したことにより、契約金額及び工期を変更しようとするもの。

財産の取得について（教育系情報基盤システム用機器）

次のとおり教育系情報基盤システム用機器を購入する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 品名及び数量 教育系情報基盤システム用機器一式（別紙内訳書のとおり）

2 購入の目的 耐用年数経過による機器の更新及びセキュリティ強化

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
教育系情報基盤 システム用機器	指名競争入札	円 106,406,300	今治市天保山町二丁目5番地1 株式会社IJC 代表取締役社長 垣谷 光慶

「別 紙」

教育系情報基盤システム用機器内訳書

区 分	品 名	数 量
教育系情報基盤システム用機器	校務用リモートデスクトップサーバ	8 台
	仮想化基盤サーバ	2 台
	仮想化基盤ストレージ	1 台
	管理・バックアップサーバ	1 台
	ファイルサーバ	2 台
	ネットワーク機器	2 台
	内部監視装置	1 台
	無停電電源装置	4 台
	システムソフトウェア	1 式

「参 考」

教育系情報基盤システム用機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
(株) I J C	106,406,300 円
アカマツ (株)	111,100,000
越智電気工事 (株)	119,900,000
(株) ス ジ ヤ	121,000,000
(株) セ ト デ ン	132,000,000
B E M A C (株)	132,000,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （８） 前２号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第３条 地方自治法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市土地開発公社の解散について

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定に基づき、今治市土地開発公社を解散することについて議会の議決を求める。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

公有地の拡大の推進に関する法律（抜すい）

（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 略

平成30年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 平成30年度 今治市水道事業決算書
 - 水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書
- 2 平成30年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

平成30年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	1,016,530,128
議会の議決による処分額	△1,016,530,128
減債積立金への積立	△306,557,318
建設改良積立金への積立	△103,907,629
自己資本金への組入	△606,065,181
処分後残高	（繰越利益剰余金） 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

平成30年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 平成30年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 平成30年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。））に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

平成30年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により、平成30年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和元年 9 月 3 日提出

今治市長 菅 良 二

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	55, 236, 361
議会の議決による処分額	△1, 000, 000
建設改良積立金への積立	△1, 000, 000
処分後残高	（繰越利益剰余金） 54, 236, 361

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

平成30年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度 今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

提出書類

- 1 平成30年度 今治市公共下水道事業決算書
公共下水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書
- 2 平成30年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 反訴の提起について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月12日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成31年4月24日午前11時30分頃、市道本庄前田納屋線（今治市吉海町本庄1616番地1先）において、相手方所有の軽四貨物自動車が行中、同市道の縦断側溝に設置していたグレーチングを跳ね上げ、同車両を破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 126,738円

反訴の提起について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月12日

今治市長 菅 良 二

記

1 反訴被告（本訴原告） 省略

- 2 請求の趣旨
- （1） 反訴被告（本訴原告）は、反訴原告（本訴被告）に対し、金43万290円及びこれに対する平成30年12月7日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- （2） 訴訟費用は、反訴被告（本訴原告）の負担とする。
- との判決並びに第1号につき仮執行宣言を求める。

- 3 概要
- 反訴被告は、平成25年2月20日以後、関前から今治市議会に出席するための費用弁償旅費の支給を受けてきた。同市議会は、費用弁償旅費に対し疑義があるとして調査特別委員会で調査を実施した。そして、平成30年第4回今治市議会定例会において、費用弁償旅費の対象となる反訴被告の住所は、少なくとも平成29年2月以後は高部であるとの委員長報告を承認したため、同月以後の旅行命令を取り消し、又は変更し支払済の費用弁償旅費の返還を被告に求めていたところ、反訴被告は、未返済額の支払いに応じず、平成31年4月3日付けで本市を本

訴被告として債務不存在確認の訴えを松山地方裁判所に提起した。そのため、反訴被告に対し、未返済額の支払いを求める反訴を提起しようとするもの。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月24日

今治市長 菅 良 二

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 平成31年2月28日午後1時10分頃、本市社会教育課職員が運転する市有軽四貨物自動車が生道蓮池線から主要地方道今治波方港線（今治市旭町五丁目100番地1）に進入したところ、右側から直進してきた相手方所有の軽四乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 440,866円
受取額 11,443円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年6月25日

今治市長 菅 良 二

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 和解の相手方 | 省略 |
| 2 | 事故の概要 | 平成30年9月27日午後4時40分頃、本市生活支援課職員が運転する市有軽四貨物自動車が、主要地方道今治波方港線（今治市東村四丁目甲442番地12）を走行していたところ、信号待ちのため停車中の相手方所有の普通自動車二輪車に追突し、双方の車両が破損し、相手方が負傷した。 |
| 3 | 損害賠償額 | 人的損害に対する支払額 727,080円 |
| 4 | その他 | 物的損害については、平成30年議会第5回報告第10号で報告済 |

今治市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年8月1日

今治市長 菅 良 二

「理 由」

子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市認定こども園条例の一部を改正する条例

今治市認定こども園条例（平成26年今治市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第1条に定めるに」を「第1条の5に定める」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

「参 考」

今治市認定こども園条例改正条項新旧対照表

新	旧
(入園の資格) 第4条 略 2 前項の「保育を必要とする子ども」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条の5に定める</u>事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な者をいう。	(入園の資格) 第4条 略 2 前項の「保育を必要とする子ども」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）<u>第1条に定めるに</u>事由に該当するため家庭において必要な保育を受けることが困難な者をいう。

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和元年9月3日提出

今治市長 菅 良 二

記

1 公営企業資金不足比率 (単位 %)

特別会計の名称	平成30年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	— (資金不足なし)	20.0
今治市工業用水道事業会計	— (資金不足なし)	
今治市公共下水道事業会計	— (資金不足なし)	

2 提出書類

平成30年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。